



定期無料相談

*秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

行政相談

▶問合せ/総務課 ☎75-1223(直通)

公正・中立の立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進します。

■毎月第3月曜日実施
※休日の場合は翌日

日時●8月19日(月)13:00~15:00
相談員●高橋 稔さん
黒澤英子さん
場所●小鹿野文化センター

法律相談

▶問合せ/総務課 ☎75-1223(直通)

■隔月(奇数月)実施

日時●9月24日(火)13:00~15:00
相談員●加藤純二さん(弁護士)
場所●小鹿野文化センター
※事前の予約は不要です。

弁護士による法律相談 *要予約
☎048-830-7830(県民相談総合センター)
日時/毎月第4水曜日13:00~16:00
(祝日・年末年始は除く)
会場/秩父地方庁舎1階 県民相談室
(秩父市東町29-20)

登記・法律相談

▶問合せ/総務課 ☎75-1223(直通)

■相談内容
相続の手続き・遺言の書き方、高齢者の財産を保護する成年後見、クレジット・サラ金の整理など

■隔月(偶数月第3水曜日)実施

日時●8月21日(水)13:00~15:00
相談員●埼玉司法書士会 秩父支部会員
場所●小鹿野文化センター
※事前の予約は不要です。

人権相談

▶問合せ/総務課 ☎75-1221

「自分の悩みは人権侵害かも?」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。

■隔月(偶数月)実施

日時●8月21日(水)10:00~12:00
相談員●渡部幸夫さん
岩田明子さん
場所●小鹿野文化センター

■みんなの人権110番 ☎0570-003-110
■女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
■子どもの人権110番 ☎0120-007-110
※電話は、最寄りの法務局・地方務局につながります。

移住相談

▶問合せ/総合政策課 ☎75-1238

小鹿野町へのUIターンを希望する皆さんをサポートします。

■平日の移住相談窓口

日時●月~金曜日 8:30~17:15
(祝日・年末年始を除く)

相談員●地域おこし協力隊員、町職員
場所●小鹿野庁舎・総合政策課

■休日の移住相談窓口

日時●土・日・祝日 10:00~19:00
相談員●移住支援員、地域おこし協力隊員
場所●小鹿野町観光交流館
(小鹿野町小鹿野314番地)

ひきこもり・こころの相談

~来所や訪問での相談~

▶問合せ/保健福祉センター ☎75-0135

■ひきこもり相談
児童期から成人期の人を対象に、ひきこもり・不登校でお悩みの本人、家族からの相談をお受けします。ひきこもりの原因や解決策はさまざまです。一緒に考えていきますので、ご相談ください。

日時●8月27日(火)13:00~16:00
相談員●臨床心理士
場所●保健福祉センター

■こころの悩み何でも相談

日時●8月19日(月)13:00~16:00
相談員●臨床心理士
場所●保健福祉センター

申込●前日までに予約をしてください。予約のない場合は、中止となりますのでご了承ください。
※ご家族などご本人以外の相談も可能です。
※秘密は守りますので、安心してご相談ください。

認知症に関する相談

▶問合せ/保健福祉センター ☎75-0135

■物忘れなどの生活の不安・介護全般

日時●①8月13日(火)、27日(火) 9:00~12:00
②平日(月~金)9:00~17:00
相談員●地域包括支援センター保健師
場所●保健福祉センター
②の場合、又は訪問を希望される場合は、事前にご連絡をください。

心配ごと相談

▶問合せ/小鹿野町社会福祉協議会 ☎75-4181

日常生活のあらゆる不安や悩みごとのご相談に応じます。

■毎週木曜日実施(祝日は行いません)

日時●毎週木曜日 10:00~15:00
相談員●山崎登志男さん
場所●児童館
※第3木曜日は両神振興会館

秩父保健所の各種相談

※要予約

▶問合せ/秩父保健所 ☎22-3824

■子どもの心の健康相談
相談員/医師
日時●9月10日(火)13:30~
相談員/臨床心理士
日時●8月23日(金)14:00~

■ひきこもり専門相談
相談員/公認心理師
日時●9月3日(火)13:30~
※相談時間は、予約の際にご確認ください。

障害者の相談窓口

相談時間/月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00

■身体障害者について
フレンドリー(カナの会)
☎26-7102 FAX62-5613

■知的障害者・障害児について・障害者の就労・生活について
秩父障がい者総合支援センター
☎21-7171 FAX24-9963

■精神障害者について
生活支援センター アクセス
☎24-1025 FAX24-1026

消費生活・多重債務等の相談

▶問合せ/秩父市消費生活センター ☎25-5200

日時●月~金曜日 9:00~16:00
(12:00~13:00を除く)

相談員●専門相談員
場所●秩父市消費生活センター
(秩父市役所本庁舎2階)



休日急患当番医

■休日急患対応
まずは休日診療所又は在宅当番医療機関を受診してください。

期日	秩父郡市医師会 休日診療所(熊木町) 診療時間/9:00~18:00	在宅当番医療機関 診療時間/9:00~18:00
8月4日	医師会休日診療所(内・小) 熊木町 ☎23-8561	小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332
11日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332
12日		金子医院(内) 皆野町 ☎62-0039
18日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332
25日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332

※医療機関の都合で変更になることがあります。消防署西分署(☎72-0119)でご確認ください。
※平日、休日の救急医療体制については、秩父郡市医師会HPでもご確認できます。

■平日夜間急患対応

曜日	医療機関	電話
月	皆野病院	☎62-6300
水	秩父病院	☎22-3022
火・木・金	秩父市立病院	☎23-0611

※必ず電話で確認のうえ、受診してください。

■土曜夜間急患対応

期日	医療機関	電話
8月3日・17日	皆野病院	☎62-6300
10日・24日	秩父市立病院	☎23-0611
31日	秩父病院	☎22-3022

※必ず電話で確認のうえ、受診してください。

■休日在宅歯科当番医

診療時間/10:00~13:00

期日	医療機関	所在地	電話
8月11日	萩原歯科医院	大野原	☎24-9669
12日	しまだ歯科医院	小鹿野町	☎72-7201

※必ず電話で確認のうえ、受診してください。
※診療費用は通常の保険診療扱いとなりますので、保険証等を忘れずに持参してください。

■埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する人や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談を電話で受け付けています。

☎048-723-8699
受付 平日(月~金)/17:00~翌日8:30
土・日・祝日/8:30~翌日8:30

■救急告示医療機関

重症救急患者優先のため、軽症と思われる場合にはお待ちいただく事があります。

期日	診療時間/8:30~翌日の8:30
8月4日	秩父病院 和泉町 ☎22-3022
11日	秩父病院 和泉町 ☎22-3022
12日	皆野病院 皆野町 ☎62-6300
18日	秩父市立病院 桜木町 ☎23-0611
25日	皆野病院 皆野町 ☎62-6300

※18:00以降は必ず電話で確認のうえ、受診してください。

■平日夜間小児初期救急対応

曜日	医療機関	電話
月	あらいクリニック	☎25-2711
水	秩父病院	☎22-3022
火・木・金	秩父市立病院	☎23-0611

診療時間/19:30~22:00(祝日を除く)
※必ず電話で確認のうえ、受診してください。

■埼玉県救急電話相談(24時間 365日対応)

大人や子どもの相談に対応するとともに医療機関の案内をします。急なけがや病気に関して経験豊富な看護師が相談員となり、アドバイスしてくれますので、お気軽に相談してください。

- NTTプッシュ回線、ひかり電話、携帯電話の場合
☎#7119(シャープ7119番)
- ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合
☎048-824-4199

■小鹿野町いつでも健康相談

心と体のさまざまな相談に24時間体制で医師や専門スタッフがお答えします。

☎0120-554-245
※小鹿野町民のみ利用できます。



蜂に刺されたときの応急手当

応急処置を行う

- ①速やかにその場から離れる
蜂を刺激しないようにゆっくりと退避します。
- ②傷口を流水で洗い流す
蜂針が残っている場合はつまんでそとと抜きます。
- ③傷口周囲を圧迫して毒液を絞り出す
口をつけて吸い出すことは絶対にしないでください。
- ④傷口に薬を塗り濡れタオル等で冷やし安静にする
市販されている虫刺され用の薬で大丈夫です。

医療機関を受診する

次の症状が出たら大至急、医療機関を受診してください。蜂アレルギーによるアナフィラキシーショック*

- 疑いがあります。
- ・呼吸困難 ・しめつけ感
 - ・咳 ・動悸 ・血圧低下
 - ・吐き気 ・腹痛 ・尿意(失禁) ・じんましん
 - ・意識障害 ・めまい ・けいれん など

蜂に刺されないために

黒いものや匂いは蜂を刺激し攻撃の対象となります。黒い服装や香水などの化粧品は避けましょう。

※アナフィラキシーショックとは、蜂に(通常2回以上)刺されることによって発症するショック状態のことです。一度刺されただけで発症する人もいれば、複数回刺されても発症しない人もいます。適切な処置を行えば、最悪の事態にならずに済みます。